

(新旧対照表)「厚生労働省国立研究開発法人審議会の会議の公開に関する規程」の一部改正について(案)

改正案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>厚生労働省国立研究開発法人等審議会の会議の公開に関する規程</u></p> <p><u>厚生労働省国立研究開発法人等審議会運営規程</u>(以下「運営規程」という。)第6条第2項の規定に基づき、<u>厚生労働省国立研究開発法人等審議会</u>の会議の公開に関する規程を次のように定める。</p> <p>(削除)</p> <p>(会議資料の公開)</p> <p><u>第1条</u> 会長の会議において配付した資料は原則公開とする。ただし、次に掲げるものについては、非公開とする。</p> <p>一 <u>国立研究開発法人又は国立健康危機管理研究機構</u>の退職役員の退職金見込み額その他の個人情報</p> <p>二 <u>国立研究開発法人又は国立健康危機管理研究機構</u>が譲渡し、又は担保に供しようとする主務省令で定める重要な財産</p>	<p style="text-align: center;"><u>厚生労働省国立研究開発法人審議会の会議の公開に関する規程</u></p> <p><u>厚生労働省国立研究開発法人審議会運営規程</u>(以下「運営規程」という。)第6条第2項の規定に基づき、<u>厚生労働省国立研究開発法人審議会</u>の会議の公開に関する規程を次のように定める。</p> <p style="text-align: center;"><u>(会議の傍聴)</u></p> <p><u>第1条</u> 審議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、厚生労働省大臣官房厚生科学課の登録を受けなければならない。</p> <p>2 前項の登録を受けた者(次項において「登録傍聴人」という。)は、会長が許可した場合を除き、会議を撮影し、録画し、又は録音してはならない。</p> <p>3 登録傍聴人は、前項に規定する行為のほか、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。</p> <p>(会議資料の公開)</p> <p><u>第2条</u> 会長の会議において配付した資料は原則公開とする。ただし、次に掲げるものについては、非公開とする。</p> <p>一 <u>国立研究開発法人</u>の退職役員の退職金見込み額その他の個人情報</p> <p>二 <u>国立研究開発法人</u>が譲渡し、又は担保に供しようとする主務省令で定める重要な財産</p>

三～五（略）

（準用規定）

第2条 前条の規定は、部会に準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

（雑則）

第3条 この規程に定めるもののほか、審議会又は部会の公開に必要な事項は、それぞれ会長又は部会長が定める。

三～五（略）

（準用規定）

第3条 第1条及び第2条の規定は、部会に準用する。この場合において、第1条及び第2条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

（雑則）

第4条 この規程に定めるもののほか、審議会又は部会の公開に必要な事項は、それぞれ会長又は部会長が定める。

(案)

厚生労働省国立研究開発法人等審議会の会議の公開に関する規程

平成 27 年 7 月 10 日

改正令和 6 年 月 日

厚生労働省国立研究開発法人審議会決定

厚生労働省国立研究開発法人等審議会運営規程（以下「運営規程」という。）
第 6 条第 2 項の規定に基づき、厚生労働省国立研究開発法人等審議会の会議の
公開に関する規程を次のように定める。

（会議資料の公開）

第 1 条 会長の会議において配付した資料は原則公開とする。ただし、次に掲
げるものについては、非公開とする。

- 一 国立研究開発法人又は国立健康危機管理研究機構の退職役員の退職金見
込み額その他の個人情報
- 二 国立研究開発法人又は国立健康危機管理研究機構が譲渡し、又は担保に
供しようとする主務省令で定める重要な財産
- 三 公開することにより、当該情報に係る個人又は法人等の権利、競争上の
地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- 四 運営規程第 6 条第 1 項ただし書の規定により会議を非公開とすることと
された案件に係るもの
- 五 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認め、審議会に諮って了承を
得たもの

（準用規定）

第 2 条 前条の規定は、部会に準用する。この場合において、同条中「審議会」
とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものと
する。

（雑則）

第 3 条 この規程に定めるもののほか、審議会又は部会の公開に必要な事項は、
それぞれ会長又は部会長が定める。